

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、地方税収入が落ち込む中、社会保障関係費の自然増や依然として公債費が高い水準で推移すること等により、大幅な財源不足の状況が続いている。

こうした中、市民生活に密着する基礎自治体である市町村が安定した行財政運営を行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、すべての自治体が一定水準の行政サービスを維持するための財源保障機能が適切に働くよう、その総額を確保すること。
- (3) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応する必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、行わないこと。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、市町村の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、その充実確保を図ること。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (4) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月 日

大和郡山市議会

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）